

☆町税等の納付期限のお知らせ

令和5年2月28日納付期限の町税等は次のとおりです。

- 国民健康保険税（8期）
- 後期高齢者医療保険料（8期）

納付書をご確認のうえ、期限内納付をお願いいたします。

また、口座振替の方は引き落とし前日までに預金残高のご確認をお願いいたします。

☆納付書の取り違えにご注意ください

納付書の取り違えによる納付誤りが増えています。

納付の際には、税目・期別・納期限などをご確認ください。



納付忘れはございませんか？



納期限が過ぎても納付されない方に対し、「督促状」を翌月15日頃に発送しています。
督促状が届いた場合は、お早目に納付いただきますようお願いいたします。
(届いた月に納付された場合、督促料はかかりません)

なお、既に納期限が過ぎている税目等は以下のとおりです。
まだ納付されていない場合は、至急納付をお願いします。

- 町民税・道民税（1～4期）
- 固定資産税・都市計画税（1～4期）
- 軽自動車税（1期）
- 国民健康保険税（1～7期）
- 後期高齢者医療保険料（1～7期）

※納付いただけない場合は、納税に誠意がないものとして国税徴収法に基づく財産調査を行い、給料や預貯金、不動産などの財産差押処分等を実施いたします。
一度に納付できない場合は、相談に応じますので、早急にご連絡ください。